

深谷市自立支援教育訓練給付金

令和6年8月30日更新

母子家庭の母または父子家庭の父が、職業能力開発のための講座を受講し、修了した場合に、受講料の一部を助成する制度です。

対象講座

雇用保険法の一般教育訓練・特定一般教育訓練・専門実践教育訓練に係る教育訓練給付の指定教育訓練講座

(医療事務、介護福祉士、ホームヘルパー、情報処理技術者、簿記検定など)

対象となる講座はお近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットで「教育訓練給付金指定講座」を検索し確認できます。

対象となるかた

市内に住所のある、20歳未満の子を養育する母子家庭の母または父子家庭の父で次の条件をすべて満たすかた

- 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること
- 過去に本事業による給付金を受給していないこと
- 受講希望の講座について、雇用保険法等による教育訓練給付（一般・特定一般・専門実践の各教育訓練給付金）の受給資格がある場合、その申請を行っていること

支給額

教育訓練のレベルに応じて異なります。支給額または雇用保険制度の支給額を差し引いた額が12,000円を超えない場合は対象外となります。

	雇用保険制度の支給なし	雇用保険制度の支給あり
一般教育訓練	受講費用の60% ……① (上限：20万円)	①から雇用保険制度の支給額を差し引いた額
特定一般教育訓練		
専門実践教育訓練	〈教育訓練修了時〉 受講費用の60% ……② (上限：40万円×修業年数、最大160万円)	②から雇用保険制度の支給額を差し引いた額
	〈追加給付時 ※1〉 受講費用の85%から②を差し引いた額 ……③ 85%の金額 > 60万円×修業年数 = 60万円×修業年数 (最大240万円)	③から雇用保険制度の支給額を差し引いた額

※1 追加給付は、専門実践教育訓練を修了した方で、修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合に限ります。

◆経費に含まれるもの

入学金（受講の開始に際し、教育訓練施設に納付する入学金又は登録料）、受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。）、左記にかかる消費税

◆経費に含まれないもの

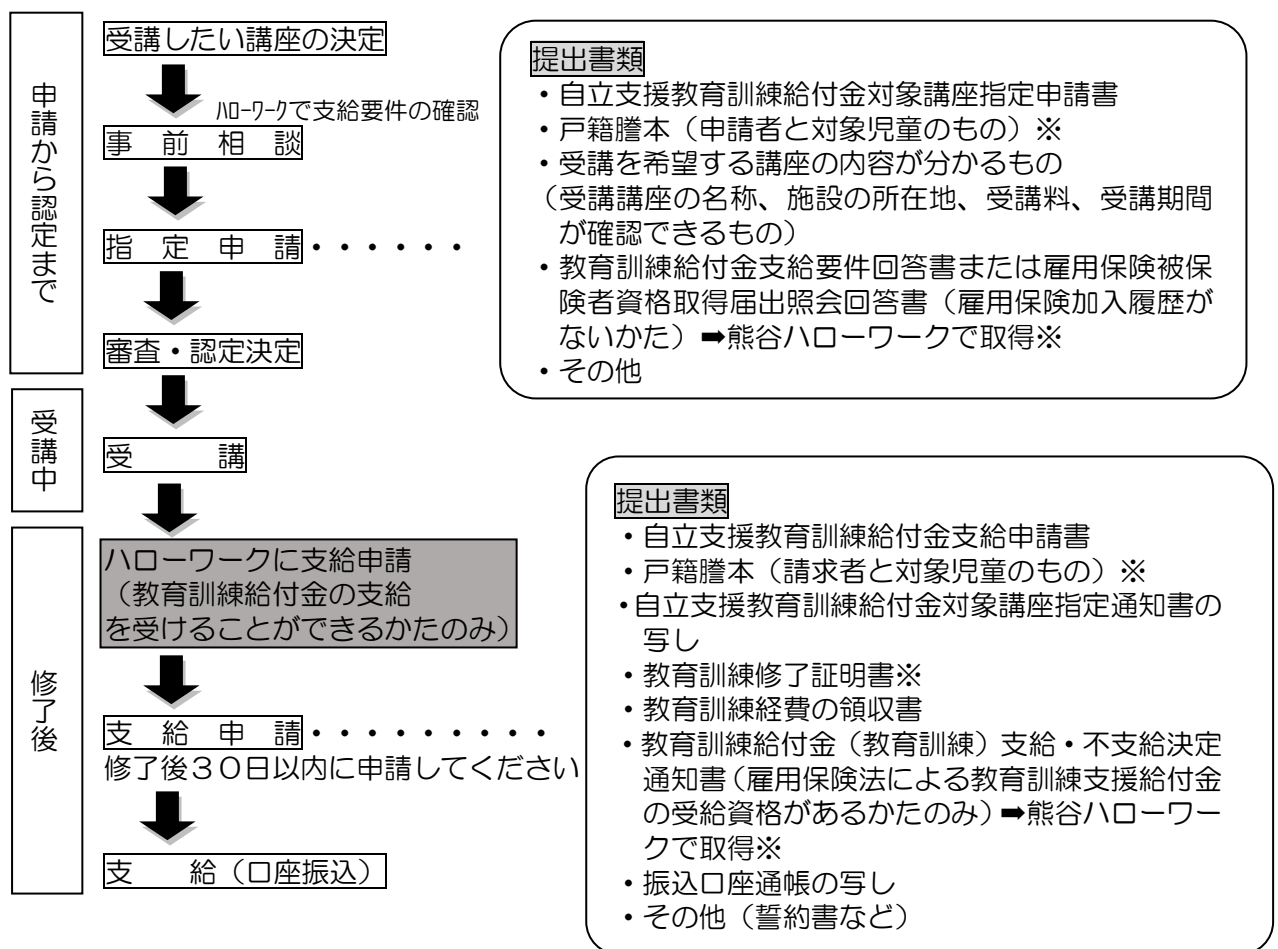
検定試験等の受講料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の機材等、経費を分割払いした際に発生する手数料及び利息等

その他

- ・自立支援教育訓練給付金は1度限りの支給になります。
- ・当該給付金は社会福祉協議会による、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の入学準備金とは併用できません。
- ・支給申請は受講修了日から30日以内に行ってください。この期間を過ぎますと、給付金は受けられません（ただし、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から30日以内とする）。
- ・次のような場合は給付金の支給要件を満たしません。受講中に以下について発生した場合には、速やかに深谷市こども青少年課に報告してください。
 - ① 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった場合（再婚された場合や子が20歳になった場合）
 - ② 深谷市外に転出した場合
 - ③ 受講を取りやめた場合

申請手続き

こども青少年課で事前相談のうえ、**講座受講の開始日前**に、自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書を提出してください。（受講開始後の申請はできません）



※ご提出いただく戸籍謄本等の証明書類は、概ね1ヶ月以内発行のものをご用意ください。

申請窓口・お問い合わせ

深谷市役所こども青少年課（6番窓口） 電話 574-6646（直通）

※ 教育訓練給付金についての詳細はハローワークにお問い合わせください。
熊谷ハローワーク 電話048-522-5656（代表）